

第 1 1 号議案

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年品川区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1の19の項および20の項を次のように改める。

19	削除	
20	削除	

別表第1の25の項を削る。

別表第2の26の項および27の項を次のように改める。

26	削除		
27	削除		

別表第3の3の項を削る。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第1、別表第2および別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。